

精華町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則

令和6年規則第4号

改正 令和7年規則第4号

令和8年規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 町長は、学校において、学校給食（法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食を受けようとする児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、学校給食申込書（別記様式第1号）によりあらかじめ町長に申し込まなければならない。

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費（法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ）の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、児童等1人1食につき当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 295円

(2) 中学校 345円

(学校給食費の徴収)

第5条 学校給食費は、徴収しない。

(学校給食を受けない日)

第6条 学校給食を受ける児童等の保護者は、次の各号に該当するときは、児童等が学校給食を受けない日の5日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）は算入しない。）前までに在学する学校に連絡するものとする。

(1) 転出等の事由により年度途中で学校給食を受けなくなるとき。

- (2) 連続して5日以上欠席することにより学校給食を受けないとき。
- (3) 食物アレルギー等の事由により学校給食の1日における全ての飲食物を喫食しないとき。

(教職員等給食の申込み)

第7条 次に掲げる者は、児童等が受ける学校給食に相当する給食（以下「教職員等給食」という。）の提供を受けることができる。

- (1) 学校に勤務する者
- (2) 精華町防災食育センターに勤務する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者（以下「試食者」という。）

2 前項各号に掲げる者（以下「教職員等」という。）は、教職員等給食申込書（別記様式第2号）によりあらかじめ町長に申し込まなければならない。

(教職員等給食費の徴収)

第8条 町長は、教職員等給食の提供を受ける教職員等から、当該提供に要する費用のうち教職員等が負担すべきものとして、次の各号に掲げる教職員等の区分に応じ、教職員等1人1食につき当該各号に定める額（以下「教職員等給食費」という。）を徴収する。

- (1) 小学校に勤務する者 295円
- (2) 中学校及び精華町防災食育センターに勤務する者 345円
- (3) 試食者のうち、小学校で教職員等給食の提供を受けるもの 295円
- (4) 試食者のうち、中学校及び精華町防災食育センターで教職員等給食の提供を受けるもの 345円

2 前項の規定にかかわらず、教職員等給食の提供を受ける教職員等のうち食材に関して特別の配慮が必要であると認められるものに係る教職員等給食費の額は、同項に定める額の範囲内で町長が別に定める額とする。

(教職員等給食費の納付)

第9条 教職員等給食の提供を受ける教職員等は、前条に定める教職員等給食費に当該年度において提供を受ける予定の総食数を乗じて得た額を、町長が定める方法により納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、試食者は教職員等給食の提供を受けた

後、速やかに町長が定める方法により教職員等給食費を納付しなければならない。

(教職員等給食費の納期限)

第10条 前条第1項の規定により納付する教職員等給食費は、3月については当月の10日、それ以外の月については翌月の10日（これらの日が日曜日等に当たるときは、その日以降最初に到達する日曜日等でない日）までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、転任その他の特別の事由により同項の規定による納期限により難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(教職員等給食の提供を受けない日)

第11条 教職員等は、次の各号に該当するときは、教職員等給食の提供を受けない日の5日（日曜日等は算入しない。）前までに学校長又は精華町防災食育センター長に報告するものとする。

(1) 転任等の事由により年度途中で教職員等給食の提供を受けなくなる時。

(2) 連続して5日以上勤務しないことにより教職員等給食の提供を受けない時。

(3) 食物アレルギー等の事由により教職員等給食の1日における全ての飲食物を喫食しない時。

2 町長は、教職員等が前項の規定による報告を行ったときその他特別の事由があると認めるときは、当該教職員等に係る納付すべき教職員等給食費の額を減額することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第4号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

学校給食申込書

精華町長 様

年 月 日

私は、下記の児童又は生徒が精華町立小学校及び中学校に在学する期間中の学校給食を申し込みます。

申込者 (保護者)	フリガナ		児童又は 生徒から みた続柄	
	名 前			
	住 所			
	電話番号			
学校給食を受ける 児童又は生徒	フリガナ			
	名 前			
	生年月日	年 月 日 (西暦 年)		
	学校名		学年・組	

【備考】

- ・本申込書は、提出日から児童又は生徒が上記学校に在学する期間中有効となります。
- ・食物アレルギー等特別の理由により対応が必要な場合は、別途学校にご相談ください。

教職員等給食申込書

精華町長 様

年 月 日

私は、下記のとおり教職員等給食を申し込みます。

申込者	フリガナ	
	名 前	
	学校名 又は 施設名	
	申し込む 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	備 考	

- ・備考欄には次の事項を記載してください。
  - （1）本書1枚で複数名を代表して申し込む場合は、申込者全員の名前（別紙可）
  - （2）教職員等給食の提供を受ける曜日等についての概ねの予定
- ・実際の教職員等給食の提供を受ける日については、随時、学校等と相談してください。